埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金(10月分)の 申請を検討されている事業者の皆様

本協力支援金(10月分)の申請を検討されている事業者の皆様におかれましては、国の月次支援金の振込みの状況に応じて、以下のいずれかのとおり御対応をお願いいたします。

ケース(1)

【国の月次支援金の振込みが完了している】

- ⇒申請期限(2月15日)までに本協力支援金の申請を完了させてください。申請にあたっては、以下(1)又は(2)の書類を提出してください。
- (1) 給付通知書(国の月次支援金の振込みのお知らせ)のコピー 又は写真
- (2) 以下の①及び②を合わせて提出
- ① 国の月次支援金マイページ上における給付が完了したことが確認できる 画面(申請番号、申請対象月、メールアドレス、電話番号、ステータス 「振込手続き完了」又は「振込手続き中」が分かる部分)のコピー又は写真
- ② 国の月次支援金の入金が確認できる通帳(通帳を開いた1・2ページ目及び月次支援金の振込みが確認できるページ)のコピー又は写真

ケース2

【国の月次支援金の振込みが完了していない】

⇒申請期限(2月15日)までにコールセンター(埼玉県中小企業等 支援相談窓口)あて御相談ください。

電話:0570-000-678 (平日:9:00~21:00 土日祝日:9:00~18:00)

く申請にあたっての留意点>

- 電子申請が完了した場合、事務局から申請受付のメールが届きますので、必ず確認していた だきますようお願いします。
- ※ 電子申請において提出ボタンを押下すると画面が白くなり、かつ事務局から申請受付完了のメールが届いていない場合、申請が完了していない可能性があります。事業者様のPC利用環境により、原因や対策は様々ですが、一般的にはキャッシュの影響などが考えられます。そのため、「キャッシュの削除」又は「別ブラウザや別端末でお試ししていただく」の対応の上、再度、御申請ください。上記の対応で問題が解決できない場合、大変お手数をおかけしますが、郵送での申請を御検討ください。